平成24年度事務事業実績評価表【政策・経常共通】

政策No.	3	施策No.	36	事業No.	13 - 16

事務事業名	児童扶養手当給付事業	会計	一般会計			
		事業種別	政策	開始		終了
課等名	子育て支援課	係等名	家庭係			

基本計画上の位置づけ			
	政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり
	施策	36	生活困難者の自立及び支援

目的

対象（誰・何を）	父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの18歳までの児童を養育している人		
意図（どういう状態にするか）	母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る		
向上させたい上位施策の成果指標	母子家庭の自立支援をした数		

対象指標

指標名及び単位	24年度数値
母子・父子家庭の数（6月母子家庭調査・8月父子家庭調査の数）	1232
児童扶養手当受給資格者数（8月末）	979

目標

種別	指標名及び単位	24年度計画	24年度実績	25年度計画	28年度見込み	備考（指標変更など）
成果指標	児童扶養手当受給資格者数／母子・父子家庭の数（%）	69	79	86		
成果指標	児童扶養手当受給者数／受給資格者数（%）	90	92	93		
定性目標						

事業概要

1　父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭の児童のために支給される手当
2　支給対象は、一定の要件に該当する児童（父母以外の者に養育されている場合も含む）のうち養育者の所得が一定水準以下の者によって養育されている者で、18歳に到達して最初の3月31日（年度末）までの間にある者。
3　全部支給月額41,430円。一部支給(所得に応じて)41,420円～9,780円（手当額は消費者物価指数にあわせ改定）
4　児童加算額：第2子5,000円、第3子以降1人につき3,000円
5　受給者、扶養義務者の所得により支給停止となる場合あり。（所得の限度額は、扶養親族等の数により異なる。）
6　申請した翌月分から支給され、4月、8月、12月（各月とも11日）年3回支払い
7　平成20年4月より受給期間が5年を超える受給者の手当額が1/2に減額となるよう制度改正。（ただし就業意志のない者に限る。）
8　平成24年8月より支給要件に保護命令が発令された児童が加わった。

24年度事業内容

事業内容	名称	活動指標
1　児童扶養手当の申請受理、審査、認定、支給 2　現況届による支給要件の審査・確認（8月） 3　給付額（児童加算：第2子5,000円、第3子以降1人につき3,000円） (1)全部支給　月額41,430円 (2)一部支給　所得に応じ41,420円～9,780円 4　過年度国庫支出金精算金 5　付帯事務 (1)一部支給適用除外届出書の受付、審査 (2)ひとり親家庭となった母・父等への福祉制度の説明・相談 (3)広報等による児童扶養手当制度の周知 (4)受給者の自立に向けた就業支援	1　認定件数 2　現況届受付件数	1　128件 2　963件

事業コスト	23年度決算額	24年度予算額	24年度決算額	25年度予算額	特定財源内訳、補足
事業費計（千円）①	393,912	403,201	401,720	409,849	(国)児童扶養手当給付負担金（1／3）
国庫支出金	130,802	134,400	133,991	136,616	
県支出金					
起債					
その他					
一般財源	263,110	268,801	267,729	273,233	
人件費計（千円）②	0		6,437		
正規職員所要時間			1,800		
臨時職員所要時間					
総事業費①+②	393,912	403,201	408,157	409,849	

事業内容・目標達成状況の振り返り	平成24年4月から手当額の全部支給額等が減っているにもかかわらず、ひとり親対象家庭が増加しているため、事業費は前年増となっている。相談件数も増加傾向にある。

改革改善の考え方		
	①問題点	社会情勢、雇用情勢の悪化により、離婚が増加。また、離婚した母子・父子の生計維持困難ケースも増えてきて、受給者が増加傾向にあり、相談業務が急増。
	②改革提案	制度の趣旨を、離婚相談時に説明。申請事務はマニュアルに沿って実施し、効率化を図る。